



発行 新潟県

第 45 号

令和8年6月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 510 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定解除（環境対策課）
- 511 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 512 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定解除（環境対策課）
- 513 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 514 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 515 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 516 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 517 道路の区域変更（道路管理課）
- 518 道路の供用開始（道路管理課）
- 519 道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（ICT推進課）
- 一般競争入札の実施（人事課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 新潟県労働委員会使用者委員候補者の推薦（しごと定住促進課）
- 職業訓練指導員試験の実施（雇用能力開発課）
- 一般競争入札の実施（出納局管理課）

人事委員会規則

- 8-102 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第510号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年6月17日新潟県告示第901号により指定した要措置区域の全部について指定を解除する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域
新発田市稲荷岡字真野原2081番2の一部及び2081番4の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 3 講じられた実施措置
地下水の水質の測定

◎新潟県告示第511号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
新発田市稲荷岡字真野原2081番2の一部及び2081番4の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

◎新潟県告示第512号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和2年3月13日新潟県告示第256号により指定した要措置区域の全部について指定を解除する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域
胎内市表町1256番5の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた実施措置
地下水の水質の測定

◎新潟県告示第513号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
胎内市表町1256番5の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和8年6月2日認可した。

令和8年6月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和8年6月15日から令和8年7月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	金清坊	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	新潟県南魚沼 地域振興局ウ ェブサイト	第48条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて
(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当

決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営北入第2池地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年6月15日から令和8年7月10日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

十日町市白羽毛字吸落辰492番2から	新	9.7～20.2メートル	241.8メートル
同市宮沢字宮ノ下寅140番1まで	旧	8.5～17.1メートル	244.0メートル

◎新潟県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市白羽毛字吸落辰492番2から同市宮沢字宮ノ下寅140番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月12日

◎新潟県告示第519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和8年5月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市中川字道下671番、672番の内	6.00	74.30

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県資産管理用ソフトウェア保守サービス提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局ICT推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和8年5月22日（金）
- 5 落札者の氏名及び住所
株式会社NTTデータ信越
長野県長野市七瀬中町161番地1

- 6 落札価格
99,000,000円
- 7 入札公告日
令和8年4月10日(金)
- 8 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県給与システム運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年6月12日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県給与システム運用管理業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和12年9月30日まで
- (4) 業務実施場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間及び場所 令和8年6月12日(金)から令和8年7月27日(月)まで、新潟県総務部人事課ホームページでダウンロードすること。
- (2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月27日(月) 午前10時
- (2) 場所 新潟県庁入札室(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをされている者。

(ロ) 令和8年6月12日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされている者。

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の納税証明書(令和8年6月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 調達仕様書における「7 応札条件(1)、(2)」に係る業務実績等確認書(様式1、2)及び調達仕様書内容確認書(様式3)において実績等を確認できる者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付書類(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 共同企業体の目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称、権限
- (オ) 構成員の出資割合
- (カ) 各構成員の責任
- (キ) 取引金融機関の名称
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置
- (コ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任
- (ク) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表者が、(1)エ及びオに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年7月15日（水） 午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務部人事課企画調査係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員（代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者）。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は、アの提出期間内（新潟県の休日と定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に、郵送する場合は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年7月22日（水）までに競争入札参加資格確認結果通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封のうえ、1(1)の委託業務名及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イを宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託業務名及び3(1)の入札執行日時を記載した

ものに限る。)をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義人に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

ウ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」の提出が必要となる。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

なお、新潟県給与システム運用管理業務委託入札参加資格者で、資格審査申請時に当該誓約書を提出済みの者は提出不要とする。

エ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

オ その他詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products and services to be procured:
Operation and administration of salary system
- (2) Time and place of bidding:
10:00 a.m. July 27, 2026
Niigata Prefectural Office, Bidding Room
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, JAPAN
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Personnel Division
Department of General Affairs Management
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata
950-8570, JAPAN

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 フレスポ新発田
所在地 新潟県新発田市富塚三丁目12番13号 外
設置者 大和リース株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
（変更後）大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号
- 3 変更年月日
令和8年5月11日
- 4 変更の理由
所在地の変更による
- 5 届出年月日
令和8年5月29日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和8年6月12日から令和8年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

新潟県労働委員会使用者委員候補者の推薦について（公告）

第49期新潟県労働委員会使用者委員の辞任（1人）に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第49期新潟県労

働委員会使用者委員の補欠の推薦を求める。

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間（令和9年1月31日まで）である。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

第49期新潟県労働委員会使用者委員補欠候補者推薦要領

1 労働委員会使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働部しごと定住促進課

3 推薦期間

令和8年6月12日（金）から同月19日（金）まで

別記様式

推薦書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
 団体名
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、新潟県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

(ふりがな) 氏名	年齢	所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号、以下「施行規則」という。）別表第11に掲げる全ての免許職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験の免除

(1) 職業能力開発促進法施行規則第46条に規定する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

※ 免除を受けることができる者及び免除の範囲について、詳しくは県ホームページ及び受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、10の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

※ 詳しくは県ホームページ及び受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

5 試験日時・試験場所

学科試験 令和8年9月9日（水）午前10時10分から（指導方法）

試験場所 新潟県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鑑西1-11-2）

6 受験手続

電子申請（インターネットによる申込み）又は書面申請のいずれかの方法で申請すること。

(1) 電子申請

新潟県電子申請システムにおいて、受付期間内に申し込むこと。試験の申込みに必要な書類は、電子申請の際に電子データを添付又は郵送により提出すること。

(2) 書面申請

受験申込書に受験手数料（記入式納付書の納付済証）を貼り、必要な書類を添付の上、受付期間内に9の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

7 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさに申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）、受験票返信用85円切手1枚

※ 電子申請の場合は、提出書類の一部（受験票、受験票返信用85円切手など）を省略することができる。

8 受験手数料

3,100円（書面申請の場合は、記入式納付書の納付済証を受験申込書に貼付すること。）

ただし、受験科目の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

※ 電子申請の場合は、電子決済（クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い））により支払うこと。

9 申込書類の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部雇用能力開発課 指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

10 受験申込の受付期間

令和8年7月6日（月）から7月27日（月）まで

なお、郵送の場合は7月27日（月）の消印のあるものまで有効とする。

11 受験票の交付

受験申込書を受理した場合は、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

電子申請の場合は、申込完了後、8月21日（金）までに新潟県電子申請システムに受験票をアップロードするので、各自ダウンロードし印刷すること。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担（電子

決済)とする。

12 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は、10の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は、7の書類(写真票、受験票及び受験票返信用85円切手1枚は不要。写真は1枚)と併せて、職業訓練指導員免許申請書(以下「免許申請書」という。)を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、記入式納付書又は電子決済のいずれかにより行うこと。記入式納付書で納付した場合は、納付済証を免許申請書に貼付するものとする。

13 合格発表

令和8年9月30日(水)に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

14 受験案内及び申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働部雇用能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262 (直通)
新潟県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
新潟県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
新潟県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
新潟県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420
新潟県職業能力開発協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社ビル4階 TEL 025-283-2155

(2) 郵送による配布

180円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記雇用能力開発課あてに請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

15 その他

試験について不明な点は、前記雇用能力開発課に問い合わせること。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県財務会計システム運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県財務会計システム運用管理業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年12月31日まで
- (4) 業務実施場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和8年6月12日(金)から令和8年7月3日(金)まで
- (2) 交付場所 新潟県出納局ホームページからダウンロードすること。詳細は入札説明書による。
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月22日(水) 午前10時
- (2) 場所 新潟県庁入札室(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをされている者。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされている者。

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の納税証明書(令和8年6月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 調達仕様書における「7 応札条件(1)、(2)」に係る業務実績等確認書(様式1,2)及び調達仕様書内容確認書(様式3)において実績等を確認できる者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付書類(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表者の名称、権限

(ニ) 構成員の出資割合

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 取引金融機関の名称

(ト) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(チ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(リ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(ル) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、

いずれかの者が代表者となること。

エ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 共同企業体の代表者が、(1)エ及びオに掲げる要件を満たしていること。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 令和8年7月14日(火) 午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県出納局管理課総務班システム担当(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。共同企業体にあっては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人が持参する。

郵送する場合は、書留又は特定記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年7月17日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。ただし、通知後において、競争入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、競争入札参加資格を取り消すこととする。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封のうえ、1(1)の委託業務名及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託業務名及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り)をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products and services to procured:

Operation and administration of financial accounting system

(2) Time and place of bidding:

10 : 00 a.m. July 22, 2026

Niigata Prefectural Office, Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Administrative Affairs Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

950 - 8570, JAPAN

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月12日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-102号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署へ出頭する場合 <u>そのつど必要と認められる時間</u></p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合 <u>そのつど必要と認められる時間</u></p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。